

令和2年度 第2回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和2年度第2回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和2年5月28日 14:00~15:00	場 所	わくわくセンター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 藤田 幸広 書 記 寺西 修 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
議事録 署名委員	1 下河内 昭博 8 清水 正子		
提出議題	議事 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第6号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第8号 非農地証明の申請について 協議事項 ・農業委員会連絡事項について		

1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和2年度第2回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 こんにちは、暑い中を御苦勞様です。

最近、江田島市内のあちらこちらで設置されている事業用太陽光発電設備ですが、津久茂で聞いた話では、1反当たりの年間の税金が6万円で賃借料が3万円というのが相場らしいです。農地として貸す場合は年間1万円くらいなので太陽光発電設備が増え、農地が減少し、寂しい状態になる状況になっています。また、コロナウイルスの影響で農家の皆様に多大なる影響が及んでいて、大変な時期ではありますが頑張っていきましょう。

2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては8番の清水委員と1番の下河内委員を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、寺西書記、佐山書記、久保書記を指名します。

3 諸 報 告

それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

寺西書記 特にありません。

議 長 それでは、日程第4の議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

寺西書記 それでは議案の2ページをお開きください。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年5月28日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

番号1、譲渡人、A、住所、沖美町畑___番地。職業、無職。

譲受人、B、住所、沖美町是長___番地。職業、農業。

所在地、沖美町畑字〇〇。

地番、___番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、238㎡。

申請理由は贈与で、贈与人は「体調不良により耕作困難なため、贈与する。」

受贈人は「贈与人から当該地を既に譲り受けることにしていたが、分筆登記ができていなかったため所有権移転ができなかったが、当該地の分筆登記が完了したので受贈する。」また、現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美町の下河内です。今、事務局からあった説明に間違いはありません。よろしくをお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

寺西書記 番号2。贈与人、C、住所、大柿町小古江___番地__。職業、無職。
受贈人、D、住所、広島市安佐北区口田南四丁目___番__号。職業、無職。
所在地、大柿町柿浦字〇〇。
地番、___番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、378㎡。
所在地、大柿町柿浦字〇〇。
地番、___番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、695㎡。
申請理由は贈与で、贈与人は「当該地を相続したが、受贈人から耕作したいという申し出があったことから、贈与する。」
受贈人は「自家消費野菜の栽培を含め農地維持のため受贈する。」また、現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。
以上のことから、これらの申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。事務局の説明に間違いありません。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可といたします。次をお願いします。

寺西書記 番号3。
譲渡人、E、住所、呉市焼山宮ヶ迫一丁目__番__号。職業、無職。
譲受人、F、住所、沖美町畑__番地__。職業、市議会議員。
所在地、沖美町岡大王字〇〇。
地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,817㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「市外在住により耕作困難なため、譲り渡す。」
譲受人は「レモン等の柑橘栽培のため、譲り受ける。」また、現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。
以上のことから、これらの申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美町の下河内です。今説明があったとおりです。

議長 この申請番号3について御意見、御質問ございますか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。以上で農地法第3条の審議を終わりました。議案第6号の農地法第3条の許可取り消し申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第6号、農地法第3条の規定による許可の取消申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可の取消申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年5月28日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。
番号1。譲渡人、G、住所、沖美町是長__番地__。職業、無職。
譲受人、H、住所、沖美町高祖__番地__。職業、農業。
所在地、沖美町是長字〇。
地番、__番__。地目、台帳、田。現況、畑。面積、4,171㎡。
地番、__番__。地目、台帳、田。現況、畑。面積、2,910㎡。
申請理由は「〇〇を使用した農業経営の事業縮小を行わなければならない状況に陥ったため、当該申請地の所有権移転を取消申請する。」
また本委員会の許可は令和2年4月24日付け、指令江農委第__号で許可の案件です。御審議をお願いします。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美町の下河内です。今、事務局が説明したことに間違いありません。よろ

員	しくお願いします。
議長	他に御意見、御質問ありませんか。
委員	異議無しの声有り。
議長	全員異議が無いということですので、承認とします。以上で農地法第3条の許可の取消審議を終わりました。議案第7号の農地法第5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。
事務局	議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和2年5月28日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。 番号1、譲渡人、I、住所、能美町鹿川__番地。職業、無職。 譲受人、J、住所、能美町鹿川__番地。職業、会社役員。 所在地、能美町鹿川字〇。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、90㎡。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により、譲り渡す。」 譲受人は「事務所新築の際、当該地まで利用してしまったため、始末書を添えて申請する。事務所用地の一部及び資材置き場として使用しています。」御審議をお願いします。
議長	この申請番号1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
田中委員	能美町の田中です。今の事務局の説明に間違いありません。よろしく申し上げます。
議長	他に御意見、御質問ありませんか。
委員	異議無しの声有り。
議長	全員許可することに異議がないということなので、許可とします。次をお願いします。
事務局	番号2。賃貸人、K、住所、江田島町津久茂二丁目__番__号。職業、無職。 賃借人、L、住所、広島市西区南観音二丁目__番__号。職業、土木建築業。 所在地、江田島町津久茂〇丁目。 地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、757㎡。 申請理由は賃貸借で、賃貸人は「高齢かつ後継者不在のため耕作困難となり、貸し付ける。」 賃貸人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける。」

パネル、264枚。発電量、49.5kwを設置予定です。また、賃貸借期間は20年間となっております。御審議をお願いします。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町担当の山田です。この転用許可の現地確認を5月18日に事務局の寺西さん、佐山さん、そして推進委員の中田さんの4人で行きました。該当農地は江田島市青年の家の周辺で、その付近は太陽光発電設備が増えてきて、農地からの転用が目立ちます。同業者として、農地が減ることは寂しい感じがしますが、太陽光発電設備ならしょうがないのかと思います。また、この農地に太陽光発電設備が設置されても周辺地域には何の影響も無いと思われます。よろしくをお願いします。

議長 申請番号2番の件について御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。
以上で農地法第5条の審議を終わりました。議案第8号の非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局 議案第8号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年5月28日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

番号1。

申請人住所、大柿町小古江___番地__。氏名、C。

所在地、大柿町柿浦字〇〇。

地番、___番。地目、台帳、畑、現況、原野。面積1,130㎡。

所在地、大柿町柿浦字〇〇。

地番、___番__。地目、台帳、畑、現況、山林。面積1,083㎡。

地番、___番__。地目、台帳、畑、現況、山林。面積105㎡。

申請理由は、「当該地は30年くらい前までは父親が耕作していたが、父の死後はほとんど誰も手入れをしないまま現在に至っており、原野や山林のようになっている。」地目変更のため申請するものです。

5月8日に、大段会長、村上委員、河尾推進委員、佐山書記、寺西で現地確認を行いました。御審議をお願いします。

議長 この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。先程の事務局の説明に間違いありません。よろしくをお願いします。

議 長	他に御意見、御質問はありませんか。
委 員	異議無しの声有り。
議 長	全員異議が無いということですので、決定とします。 以上で非農地証明の申請を終わりました、日程第 5 の協議事項に入ります。 事務局から何かありますか。
事 務 局	6 月の農業委員会総会の日程でございますが、J A 呉の理事会が同日なことから 6 月の総会を欠席される方が数名おられると見込まれます。先月の資料には 6 月 25 日の木曜日を来月の総会予定としておりましたが、6 月の総会は 23 日の火曜日に変更させていただきたいと思えます。いかがでしょうか。
委 員	異議無しの声有り。
寺西書記	了承いただきましたので次回総会は 6 月 23 日の火曜日に変更します。よろしくお願ひします。 続きまして令和 2 年度の賃料改定について説明します。
久保書記	令和 2 年度の賃料改定について説明いたします。資料 1 を御覧ください。こちらが農作業労賃表（案）となります。労賃表の説明となりますが、大きく分けて水稲部分作業賃金と農業臨時雇い賃金となります。今年度は男性の農業臨時雇い賃金一般の専門作業以外の変更を考えております。農業臨時雇い賃金（男性）の一般専門作業以外の考え方ですが、昨年度の広島県最低雇用賃金は 1 時間当たり 871 円で、一日の作業を 8 時間と想定した場合、7,000 円を超えない範囲となっていました。毎年、広島県の最低賃金は上昇しており、昨年度と同等の上昇を考えた場合、今年度は 7,000 を超える金額となることから、農作業労賃を 7,200 円として設定させていただきました。皆様の御意見はどうでしょうか。
議 長	村上委員、田中委員は農作業員を雇っていますが、御意見、反論はありませんか。農作業労賃が値上がりしますが、大丈夫ですか。
委 員	異議ありません。
久保書記	それでは異議無しということなので、こちらの令和 2 年江田島市農作業度労賃表を採用とさせていただきます。（案）の文字を削除してください。ありがとうございました。
寺西書記	3 点目は農林水産課から溜池管理者の探索業務の協力依頼がありました。平成 30 年豪雨災害の時に溜池関係の災害があったことから、広島県から調査依頼がありました。事務局の方で、市の航空写真を利用してピックアップしていき

ながらの調査になると思います。調査日程は農地調査の7月に一緒にできないかと思っていますが、未定です。

- 委員
- ・昔は溜池の管理組合があったところもあると聞いたことがある。水田が減ったことから、溜池の存在価値がなくなっているのだろう。
 - ・現在も農業用水として使用している溜池があるのだろうか。
 - ・現地調査の賃金は出ますか。
 - ・調査期間の予定は何月頃でしょうか。
 - ・三高地区で溜池を見たことがない。
 - ・個人所有の溜池もあるのではないか。
 - ・農地調査と一緒にやるのならば、真夏の調査になりますね。朝早くの調査はできませんか。マムシが危険だから冬の調査がいいですね。

寺西書記 最後に令和2年度における江田島市農業再生協議会の会員選出について説明します。

久保書記 最後の協議事項としまして、江田島市農業再生協議会の案件を説明させていただきます。これから説明させていただく内容の資料は農業委員会の許可関係議案資料と混ざらないように、緑色の封筒の中に入れてあります。資料1から資料3及び、協議事項の4部ありますので御確認ください。

協議を行う前に資料1と資料2で江田島市農業再生協議会について説明させていただきます。まずは農業再生協議会の活動について、経営所得安定対策事業があります。経営所得安定対策事業には、水田で地域の振興作物を作る農業者に対し、交付金を支払う「水田活用の直接支払交付金」があります。協議会では、主に「産地交付金」によって、水田を活用した転作作物等の拡大及び不作付け地の解消への取組を推進しています。

続きまして協議事項について、御説明いたします。協議事項の用紙を御覧ください。令和2年度における江田島市農業再生協議会の会員の選出について、江田島市農業再生協議会規約第5条の規定により、江田島市農業委員から会員を選任する。令和2年5月28日選出 江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

内容については、会員選出（案）を御覧ください。左側の覧の皆様が令和元年度に農業委員会から会員として、加わっていただいた方のお名前になります。右側の覧に令和2年度の会員を、これから決めていきたいと思っています。今回も引続き会員をお願いしたいと考えておりますが、皆様の御意見はどうでしょうか。

委員 異議無しの声有り。

久保書記 それでは、異議無しということですので、大段会長、田中委員、清水委員、村上委員の4名が会員として加わるということで、お願いいたします。
また、今年度は農業委員の改選があり、今回選出した会員に変更が生じる場合もあるため、改選後の新体制になってから、協議をお願いさせていただいた

いと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了します。